

剣道称号推薦審査要項内規

滋賀県剣道連盟「剣道段位審査規則」の剣道称号審査方法及び段位審査着眼点、剣道錬士・教士の称号推薦審査要項内規を次のとおり定める。

I 剣道錬士

1. 錬士を受審しようとする者の備えるべき要件

- (1) 剣道実技の修錬を続けている者。
 - (2) 剣道六段受有者で、受有後1年を経過している者。
 - (3) 剣道の指導者的立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者。
 - (4) 剣道五段受有者で、受有後10年を経過し、かつ、年齢60歳以上の者。
(称号、段位審査規則第9条2項による特例)
 - (5) 剣道六段受有後、本連盟が行う、中央伝達講習会・全剣連後援講習会のいずれかを1回受講すること。
錬士として必要とされる、日本剣道形・審判法・指導法等の知識、実技について能力の認定を受けることとする。
(全剣連が指定する講習を受講し、終了の認定を受けた者、または全剣連が行う社会体育指導者資格中級の認定を受けた者は、上記(5)の認定の全部または一部を省略することが出来る。)
 - (6) 剣道六段受有後、本連盟が行う、日本剣道形講習会を年1回以上受講すること。
 - (7) 剣道六段受有後、本連盟が主催する剣道大会の審判を年2回以上務めること。
2. 錬士を受審しようとする者は、別に定める錬士受審申請書(自筆)に全剣連が出題する小論文(自筆)を添えて、滋賀剣連に提出する。
3. 滋賀剣連会長は、上記1の要件に該当すると認めた者について、推薦書に受審申請書と小論文を付して全剣連会長に候補者として推薦する。
4. 規則第9条第2項による錬士の受審者に対しても、上記の要領より審査を行う。
5. 講習会受講・審判は、称号受審申請月からさかのぼって1年以内に受講・審判すること。
6. 審査は、通常年2回実施する。

II 剣道教士

1. 教士を受審しようとする者の備えるべき要件

- (1) 剣道実技の修錬を続けている者。
 - (2) 剣道七段で、受有後2年を経過している者。
 - (3) 錬士以下を指導する立場にある者として、社会的識見に富み、健全な社会生活を営む者。
 - (4) 剣道七段受有後、本連盟が行う、中央伝達講習会・全剣連後援講習会のいずれかを1回受講すること。教士として必要とされる、日本剣道形・審判法・指導法等の知識、実技について能力の認定を受けることとする。
(全剣連が指定する講習を受講し、終了の認定を受けた者、または全剣連が行う社会体育指導者資格上級の認定を受けた者は、上記の(4)の認定の全部または一部を省略することが出来る。)
 - (5) 剣道七段受有後、本連盟が行う、日本剣道形講習会を年1回以上受講すること。
 - (6) 剣道七段受有後、本連盟が主催する剣道大会の審判を年2回以上務めること。
2. 教士を受審しようとする者は、別に定める教士受審申請書(自筆)に顔写真を添付し、滋賀剣連に提出する。
3. 滋賀剣連会長は、上記1の要件に該当すると認めた者について、推薦書に教士受審申請書に顔写真を添付して全剣連会長に候補者として推薦する。
4. 講習会受講・審判は、称号受審申請月からさかのぼって1年以内に受講・審判すること。
5. 審査は、通常年2回実施する。